

# 日本放送協会 理事会議事録

(平成26年 1月14日開催分)

平成26年 1月31日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成26年 1月14日(火) 午前9時00分～9時55分

<出席者>

松本会長、小野副会長、塚田専務理事、吉国専務理事、石田専務理事、  
木田理事、久保田技師長、板野理事、上滝理事、福井理事、下川理事、  
森永理事

上田監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

松本会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

## 1 審議事項

- (1) 平成26年度組織改正について
- (2) 「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針(案)」に対する意見について
- (3) 「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対する意見について
- (4) NHKネットラジオ「らじる★らじる」に関する総務省への再認

可の申請について

- (5) 平成26年度国内放送番組編集の基本計画について
- (6) NHK情報公開基準およびNHK情報公開規程の改正について
- (7) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について

## 2 報告事項

- (1) 放送番組審議会議事録（資料）

### 議事経過

#### 1 審議事項

- (1) 平成26年度組織改正について  
(経営企画局)

平成26年度組織改正について、審議をお願いします。

26年度の組織改正では、時代の変化に対応し、人が育ち、質の高い放送とサービスを提供する組織を実現するとともに、全体最適の観点を踏まえ、効率的で安定的循環可能な業務体制を構築することを目指します。

本件が決定されれば、26年度の管理職異動に合わせて実施します。ただし、一部については、移行の態勢が整った時期に実施します。

(会 長) 原案どおり決定します。

- (2) 「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針（案）」に対する意見について  
(経営企画局)

総務省は、平成25年9月27日に公表した「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱（じん）化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」（以下、「9月公表の方針」）に基づき、12月26日に「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針（案）」（以下、「今回の方針案」）を公表し、26年1月16日まで意見募集を行っています。今回の方針案は、今後のNHKのラジオネットワークの強靱化に影響を及ぼすものであることから、これに

対し、NHKの意見を提出したいので、審議をお願いします。

なお、総務省は、今回の意見募集の結果を踏まえて、この制度整備の基本的方針を決定し、今後さらに、「基幹放送用周波数使用計画」の変更などの具体的な制度整備を行ったうえで、4月以降に順次、AMラジオを補完するFM補完局の開設申請の受け付けを開始する見込みです。

今回の方針案では、76MHzから95MHzの周波数の割り当て方針のうち、AMラジオの強靱化に関連する部分について、一部見直しを含めて、具体化されています。

76MHzから90MHzまでの帯域については、9月公表の方針では、AM放送の難聴対策のうち、地理的・地形的難聴と外国波混信対策用の小電力のFM中継局に割り当てられることになっていましたが、今回の方針案では、地理的・地形的難聴と外国波混信対策のためのFM補完局の出力が100W以下と決められるとともに、新たに災害対策のための100W以下のFM補完局にも割り当てられることとなりました。ただし、災害対策用のFM補完局は、当該地域で90MHzから95MHzに周波数が確保できない場合に限られ、90MHzから95MHzに周波数が確保できる場合は、その周波数を優先して使用することになります。

90MHzから95MHzまでの帯域については、特にAM親局を補完するための、100Wを超える大電力のFM補完局については、依然としてAM民放のみに周波数を割り当てることになっており、NHKについては、民放のFM中継局やコミュニティー放送局の置局状況を考慮して検討する、という位置づけのままとなっています。

以上を踏まえて取りまとめた、今回の方針案に対するNHKの意見は以下のとおりです。

第1に、「90MHzを超え95MHz以下」のFM補完局についてです。

「90MHzを超え95MHz以下」の周波数の、AMラジオ放送の都市型難聴対策、災害対策に該当する親局の主たるFM補完局については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに1つ、またはその地域の事業者の数の周波数を確保することとされています。しかしながら、NHKが公共放送として、また災害対策基本法上の国の指定公共機関としての使命を果たすためには、都市型難聴対策および災害対策に係るFM補完局について、NHKも民放と同様の置局を行うことが可能となるような

周波数の割り当てが行われることは必須であると考えていますので、強く要望します。特に、非常災害時においては、NHKはラジオ第1放送で全国向けの緊急報道を行い、FM放送で県域向けの帰宅困難情報やライフライン情報を届ける体制を整えており、AMラジオ放送が受信しにくい状況においてもラジオ第1放送の情報がFM受信機で聴けるようになることは、国民の安心安全の点からも不可欠です。

また、AMラジオ放送を補完するFM補完局の開設を可能とするにあたっては、FM周波数の有限希少性を踏まえつつも、その目的である都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策および災害対策が最大限に達成され、その効果が国民に最大限に還元されることが重要と考えます。したがって、関東、中京、近畿の各広域圏のように多数のAMラジオ放送事業者が存在する地域において、これらの目的を達成するために必要な周波数が確保できない場合には、V-Lowマルチメディア放送に影響を及ぼさない範囲において、ガードバンドとしている「95MHz超え99MHz以下」の周波数の一部を親局の主たるFM補完局等に割り当てる必要があると考えます。

第2に、災害対策目的のFM補完局の特例についてです。

NHKは、9月公表の方針に対する意見募集において、災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、空中線電力の小さい中継局については、他の目的の放送局への周波数割り当てに及ぼす影響が比較的小さいことから、90MHz以下の周波数の割り当ても可能となるよう措置されることを要望しました。今回の方針案では、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合には、90MHz以下の周波数の使用を認めることとなっており、NHKについても、津波等による被害が想定される中波放送の中継局について、FM補完局による対策が可能となるものとして賛成します。

以上の内容が決定されれば、NHKの意見を総務省に提出します。

(会長) 原案どおり決定します。

(3) 「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対する意見について

(技術局)

総務省は、平成25年8月8日に公表した「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書」に基づき、12月24日に「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」を公表し、26年1月17日まで意見募集を行っています。これに対し、NHKとして意見を提出したいので、審議をお願いします。

提出意見の概要は、次のとおりです。

歳出規模について、電波利用料の料額算定における想定歳出規模は、23～25年度は年平均約710億円でしたが、今回の具体化方針案で26～28年度は約700億円とすることが示されています。この想定歳出規模は料額算定の基礎となることから、今後の具体的な料額設定にあたっては、放送事業者の負担が増えることのないよう、電波利用料の用途を無線局免許人全体の受益に真に必要なものに限定するなど、歳出規模全体をさらに抑制していくことを要望します。

特性係数について、国民の生命・財産の保護に寄与する無線局など、各無線システムの特性に応じて料額を軽減するための特性係数が規定されており、放送事業者については従来の特性係数1/4の適用が維持されることとなりました。NHKは、あまねく全国に豊かで良質な番組を届けるとともに、災害時の迅速・的確な情報提供など公共放送としての責務を果たしてきており、従来の特性係数の適用が維持されたことは適当として賛成します。

電波の適正利用を確保するための恒常的事務（b群）に係る料額算定について、b群の料額は、「電波の監視等に必要な経費」、「総合無線局監理システムの構築・運用に必要な経費」に当てられ、従来は両者を合わせた料額として全無線局に一律200円が課金されてきました。今回の具体化方針案では電波監視と無線局監理システムに分けて料額算定を行うことが示されましたが、今後、この算定方式による料額設定について、電波監視や無線局監理システムの運用に係る実経費を適切に反映するとともに、無線局数や無線局形態が異なる各事業者間の公平負担を損ねることのない適切な料額負担とすることを要望します。

この内容が決定されれば、NHKの意見を総務省に提出します。

（上滝理事） 具体化方針案の中では、NHKと民放、それぞれの具体的な料額は示されているのでしょうか。

(技術局) 示されていません。具体的な料額については、電波法に規定することになっていきますので、電波法が改正された段階で新たな料額が決定することになります。

(会 長) 原案どおり決定します。

(4) NHKネットラジオ「らじる★らじる」に関する総務省への再認可の申請について

(編成局)

NHKは、総務省の認可を得て、放送法第20条第2項第8号の業務として、NHKのラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務（サービス名称「らじる★らじる」）を行っていますが、平成25年度末で認可期間が終了することから、26年度の実施について、あらためて総務大臣に認可を申請したいので、審議をお願いします。

申請する内容は、次のとおりです。

第1に、業務の内容は、NHKのラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送（以下、それぞれ「R1」、「R2」、「FM」）の放送番組を、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置として、これらの放送と同時にインターネットを通じて一般に提供するものです。

第2に、業務を行うことを必要とする理由です。夜間の外国電波混信やマンションなど鉄筋コンクリート住宅の普及等により、NHKのラジオ放送が聴取しにくい地域、場所が拡大していますので、こうした状況の改善に資するための補完的な措置として、23年9月から、試行的に、ラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認しています。また、25年4月から一部の地域放送番組を追加で提供しています。当該業務の開始から2年経過し、これまでの調査によって、当初、パソコン利用の補助的な位置づけとして開始したスマートフォン等の携帯端末による利用が、急速に増加していることが判明しており、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置としての効果を検証するうえでは、携帯端末による利用の実態に関するデータを新たに収集・把握する必要があります。また、地域放送番組の利用実態や提供のあり方についても、引き続き幅広く聴取者からデータを収集・把握することが必要です。こうしたことから、引き

続き当該業務を実施します。

第3に、業務の実施計画の概要です。提供する番組は、R1が関東広域放送、近畿広域放送、中京広域放送、宮城県域放送、R2が全国放送、FMが東京都域放送、大阪府域放送、愛知県域放送、宮城県域放送です。提供エリアは国内に限定し、国内での地域制限は行いません。ユニキャストによるストリーミング方式でNHKのホームページから提供し、インターネットにアクセス可能なパソコンおよびスマートフォンやタブレット等の携帯端末において利用可能とします。送信時の伝送速度は1チャンネルあたり48kbps程度とし、R1、R2はモノラル、FMはステレオで提供します。さらに、携帯端末による利用状況を把握するため、携帯端末を対象とした調査を行います。利用者から、利用チャンネル、時間等のデータを収集し、分析しますが、調査にあたっては、個人情報取り扱いについては十分留意し、利用者に対する適切な告知等の必要な措置を講じたうえで実施します。そのほか、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性等について、アンケート等により検証・確認を行います。なお、遅延や権利上の理由等により、提供できない番組もあります。

第4に、26年度の業務の収支については、7千万円の支出を見込んでいます。この業務による収入はありません。

第5に、業務を行うために必要とする資金の額およびその調達方法については、26年度収支予算において措置します。

第6に、その他の必要な事項です。業務の実施期間は、26年4月1日から開始し、26年度末までとします。ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性の検証を行ったうえで、必要があるときは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行います。なお、本業務に係る認可の終了後のあり方については、それまでの間に、業務の実施状況等を踏まえ、検討する予定です。業務の実施状況については別途総務省に報告するとともに、調査結果について、適宜とりまとめてNHKのホームページ等で公表します。

本件が了承されれば、本日開催の第1205回経営委員会に諮り、議決が得られれば速やかに総務大臣に提出します。

(会長) 原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

(5) 平成26年度国内放送番組編集の基本計画について  
(編成局)

平成26年度国内放送番組編集の基本計画について、25年11月26日の理事会で決定した内容を、経営委員会・中央放送番組審議会の審議を踏まえ、一部変更したいので、審議をお願いします。

編集の重点事項9項目のうち、2つの項目の表現を変更しました。

重点事項2について、国際的、長期的視点に立ってさまざまな課題に取り組んでほしいという意見を踏まえ、「日本や世界の課題にグローバルな視点で取り組む報道」へと変更しました。また、重点事項4「東日本大震災からの復興を支援し、課題を掘り下げる番組」については、説明本文中に「活力ある東北の未来につなげます」と、より前向きな表現を新たに加えました。

本件が了承されれば、本日開催の第1205回経営委員会に諮ります。

(会長) 原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

(6) NHK情報公開基準およびNHK情報公開規程の改正について  
(視聴者事業局)

新たに「開示の求め手数料」を設けるなど、NHK情報公開基準およびNHK情報公開規程を改正したいので、審議をお願いします。

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会に、開示の求めにあたって発生する手数料の新設の可否について諮問したところ、「手数料を新設することは適当である」との答申を受けました。あわせて、12月10日から24日まで、「開示請求手数料等の考え方」案について、ホームページと郵送による視聴者からの意見募集を行いました。これらを踏まえて検討した結果、開示の求めの増加に伴い、実費の範囲内において制度利用者による一部負担をお願いし実質的な公平負担を図るため、開示の求めがあったときに負担を求める「開示の求め手数料」を、26年度から新たに設けることとします。これに伴い、従来「手数料」として負担を求めていた文書のコピー費用を、「開示実施手数料」の呼称に改めます。また、開示を求める視聴者に、経済的困難、その他特別の理由があると認められれば、開示実施手数料を減免する場合があるという規定も設け



ます。

本件が決定されれば、平成26年4月1日から実施します。なお、改正の公表については、視聴者への意見募集の結果と合わせて、2月上旬をめどに行う予定です。

(板野理事) 開示実施手数料の減免には、何か具体的な基準はあるのですか。

(視聴者事業局) 国の法令に準じて、生活保護を受給しているなど、経済的困難等の事実が具体的に証明できる視聴者を対象とすることを考えています。

(上滝理事) 補足になりますが、4月からの実施に向けて、2月上旬をめどに報道発表のうえ、ホームページでも周知していきたいと考えています。また、全国のNHKの情報公開担当者に対し、改正についての説明会を実施します。開示の求めがあった際に、新たに手数料として金銭を扱うことになるので、今まで以上に注意を払って、厳格に適用し、適正な運用を図りたいと思っています。

(会長) 本件については、NHKの情報公開の実状やさまざまな議論を踏まえたものです。きちんとした運用に努めてもらいたいと思います。

原案どおり決定します。

(7) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について

(営業局)

日本放送協会放送受信規約の一部変更について、審議をお願いします。「放送受信料額の改定」や「放送受信料立替払いの取扱事業者の拡大」、「口座振替利用届等の書面による提出の省略」等のため、平成26年4月1日から、次のとおり変更するものです。

まず、26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、受信料額に税率引き上げ分を適正に転嫁するため、第5条第1項の料額表を変更します。なお、受信料額は、放送法に基づき国会がNHKの収支予算を承認することによって決定するため、26年度収支予算にも同額を記載し

ています。また、同条第2項の多数一括割引、および第3項の団体一括割引について、料額変更に伴い必要ではなくなった特例措置を削除するなどの変更を行います。

続いて、第6条第9項について、クレジットカード会社に加え、他の決済サービスを提供する事業者による立替払いを可能とするため、文言を変更します。あわせて、第11項を新設し、放送受信料口座振替利用届等の提出について、書面に代えて、電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により提出できることを規定します。

付則については、第1項の施行日を平成26年4月1日に変更します。また、第2項の普通契約に関する経過措置について、適用期間が終了したため削除し、これに伴い以降の項番号を整理します。

別表については、沖縄県の受信料額も変更します。

本件が了承されれば、本日開催の第1205回経営委員会に諮り、議決が得られれば速やかに総務大臣に提出します。

(会長) 原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

## 2 報告事項

### (1) 放送番組審議会議事録(資料)

編成局と国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、全国の地方放送番組審議会(関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国)の平成25年11月開催分の議事録についての報告(注)。

注：放送番組審議会の内容は、NHKホームページの「経営情報」のなかに掲載しています。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成26年 1月28日

会 長 粂 井 勝 人